

球磨村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定業務における業務仕様書

平成 30 年 7 月 30 日
球磨村役場 企画振興課

1. はじめに

本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定作業や、同計画に基づく取組の企画・実行・評価・改善（以下「カーボン・マネジメント」という。）のための体制整備・強化に向けた調査・検討を行うものである。

本計画は、球磨村が平成 20 年度に策定した「球磨村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を強化・拡充するために、「2.業務の内容」に記載した内容をもとに新たに「球磨村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定するものである。

2. 業務の内容

(1) 事業内容の検討及び策定

本事業では、球磨村が管理する施設を対象に、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定を行う。本計画の策定にあたり、以下の(2)を(5)を踏まえて計画内容を検討し、計画を策定すること。

本計画の策定にあたり、以下に示す球磨村が管理する施設の 2013 年度のエネルギー起源 CO2 排出量の調査を実施し、基準値を評価すること。評価にあたり、エネルギーに関する請求書等から利用量を調査すること。また、職員へのヒアリング及び図面情報をもとに、各施設のエネルギー設備の導入時期や型式、出力などの基本情報を調査する。調査結果をもとに 2030 年までの設備更新計画の概要を立案し、温暖化対策実行計画を策定すること。作成した計画を継続的に遂行していくため、設備管理シートのフォームを作成するなど PDCA を回すために必要な仕組みを検討すること。

表 球磨村が管理する施設一覧

No.	施設名	用途	延べ床面積 m2
1	役場庁舎	行政系施設	1,879.00
2	友尻書庫	行政系施設	170.00
3	コミュニティセンター清流館	村民文化系施設	689.00
4	渡コミュニティセンター	村民文化系施設	45.28
5	岳本公民館（旧岳本分校）	村民文化系施設	204.00
6	公民館高沢分館	村民文化系施設	1,452.00
7	公民館川島分館	村民文化系施設	880.00
8	公民館内布分館	村民文化系施設	299.65
9	公民館立野分館	村民文化系施設	446.08
10	神瀬多目的集会施設	村民文化系施設	376.00
11	渡多目的集会施設	村民文化系施設	409.00
12	神瀬福祉センターたかおと	保健・福祉施設	1,706.00
13	高齢者生活福祉センター	保健・福祉施設	2,108.50
14	一勝地温泉「かわせみ」	スポーツ・レクリエーション系施設	2,625.22
15	田舎の体験交流館さんがうら	スポーツ・レクリエーション系施設	1,686.03
16	大槻キャンプ場	スポーツ・レクリエーション系施設	402.00
17	総合運動公園	スポーツ・レクリエーション系施設	1,546.58
18	ふるさと振興センター	産業系施設	602.70
19	一勝地小学校	学校教育系施設	3,400.00
20	渡小学校	学校教育系施設	3,481.59
21	球磨中学校	学校教育系施設	7,528.46
22	球磨村診療所	医療施設	155.68
23	球磨川歯科医院	医療施設	94.40
24	神瀬巡回診療所	医療施設	73.58
25	一勝地駅観光者用トイレ	その他	18.00
26	JR 渡駅前トイレ	その他	13.68
27	ふれあい球里橋横トイレ	その他	36.00
28	旧俣口分校	その他	961.00
29	旧高沢へき地保育所	その他	132.00
30	一勝地駅舎	その他	422.78
31	渡駅舎	その他	144.22
32	旧神瀬小学校	その他	1,203.00
33	文書管理センター	その他	1,106.00

(2) 太陽光発電設置可能量の調査

(1)において示した球磨村が管理する施設において、CO₂ 排出量の削減を目的に、自家消費型太陽光発電設備の設置可能量の評価を行う。

設置可能量の評価にあたっては、物理的な設置可能量にとどまらず、球磨村における気象条件を踏まえ、導入可能性のある太陽光発電量を全量自家消費することを前提とし、想定発電量、設備投資額、投資回収年数、CO₂ 削減効果など環境面・経済面の両面を考慮して行うこと。

(3) LED 交換可能量の調査

(1)において示した球磨村が管理する施設において、CO₂ 排出量の削減を目的に、LED の導入可能性の評価を行う。

設置可能量の評価にあたっては、物理的な設置可能量にとどまらず、各施設の照明の点灯時間を推定し、想定消費電力削減量、設備投資額、投資回収年数、CO₂ 削減効果など環境面・経済面の両面を考慮して行うこと。

(4) バイオマスボイラーの導入可能性調査

(1)において示した球磨村が管理する施設において、CO₂ 排出量の削減を目的に、バイオマスボイラーの導入可能性の評価を行う。

導入可能性の評価にあたっては、各施設の熱需要を概算で評価し、想定熱需要量、設備投資額、投資回収年数、CO₂ 削減効果など環境面・経済面の両面を考慮して行うこと。また、バイオマスボイラーの導入にあたり、燃料となる木材の確保が重要になることから、その調達可能性について当該地域の森林組合などと連携し、燃料確保の見通しを評価すること。

(5) モデルケースを対象とした設備更新調査（4 施設）

下表の施設とモデルケースとして、現状の設備を詳細に把握し、CO₂ 排出量の削減を目的に、省エネ型設備への導入計画を立案するための詳細な調査を行うこと。具体的には、再生可能エネルギーの導入可能性や、省エネルギー設備の導入可能性の調査を実施する。調査にあたっては、現状のエネルギー使用状況をもとにしたエネルギーシミュレーションや設備工事会社へのヒアリングなどから、設備投資額、投資回収年数、CO₂ 削減効果など環境面・経済面の両面を考慮して行うこと。

表 モデルケースとする施設

No.	施設名	用途	延べ床面積 m ²
1	役場庁舎	行政系施設	1, 879. 00
13	高齢者生活福祉センター	保健・福祉施設	2, 108. 50

14	一勝地温泉「かわせみ」	スポーツ・レクリエーション系施設	2,625.22
15	田舎の体験交流館さんがうら	スポーツ・レクリエーション系施設	1,686.03

(6) 検討会資料及び報告書作成業務

計画の策定にあたり、「温暖化対策実行計画策定検討会（仮称）」を設置する。その検討会において、(1)～(4)を踏まえた検討会に提示する資料を作成するとともに、球磨村役場が2回開催する検討会の運営を支援すること。なお、検討会は村外委員2名（謝金：税抜き10,500円/1名・1回、交通費実費支給）、村内委員2名（謝金：税抜き4,100円/1名・1回、交通費支給無）と村役場関係者4名で構成し、謝金・旅費は受託者から委員に支払うものとする。最終的に検討会での議論を踏まえ、報告書を作成すること。

3. 業務期間（予定）

委託契約締結の翌日から平成31年2月8日

4. 成果物

下記の成果物を業務期間内に球磨村役場企画振興課に提出すること。

- (1) 業務報告書5部（A4版200頁程度）
- (2) 業務報告書の電子データを格納した電子媒体（DVD-R等）：一式

5. 検査

- (1) 受託者は、成果品の引き渡しにあつては期限を遵守し、かつ、球磨村の検査を受けなければならない。
- (2) 検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

6. その他

- (1) 調査、検討等を行うにあたり、現地に立ち入る必要があるときは、事前に球磨村役場に調整し、許可を得ること。
- (2) 提出された成果品に不明瞭な点及び誤り等が生じた場合は、成果品引き渡し後においても、球磨村役場の指示に従い速やかに訂正すること。
- (3) この仕様書に記載されていない事項、及びこの仕様書の内容に疑義が生じた場合は球磨村役場と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本業務に関する資料は全て明確に整理し（必要に応じて出典根拠等を添付）提出すること。

<以上>